資料７

広島市平和文化のまちづくり懇談会設置要綱

（目　的）

第１条　広島が世界に平和を発信し続けるための中長期的なまちづくりのあり方に関し、有識者等による幅広い議論を行うため、広島市平和文化のまちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所　掌）

第２条　懇談会の所掌は、次の各号に掲げる事項とする。

⑴　「ヒロシマの心」を発信するための中長期的なまちづくりに関すること。

⑵　平和発信の持続性確保に関すること。

⑶　その他広島が世界に平和を発信し続けるために必要な事項に関すること。

（構　成）

第３条　懇談会の委員は１２名程度とし、広島市長（以下「市長」という。）、文化・言論・学術・スポーツ・博物館経営・観光・経済・交通の各分野における有識者及び被爆者で構成する。

２　座長は、市長をもって充てる。

３　座長は、懇談会を進行する。

（開　催）

第４条　懇談会は、令和８年中に４回程度開催する。

２　懇談会は、原則として公開とする。

（庶　務）

第５条　懇談会の庶務は、公益財団法人広島平和文化センター平和文化企画課において処理する。

（懇談会の設置期間及び委員の任期）

第６条　懇談会の設置期間は、第１回の開催日から令和９年３月３１日までとする。委員の任期も同様とする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附　則

この要綱は、令和８年７月９日から施行する。